

高齢者担当



65歳以上のすべての人

地域包括支援センターまたは、福祉課へ相談
(原則、ご本人が窓口にお越しください。希望する介護サービス等をお聞きします)



要介護（要支援）
認定を申請します



基本チェックリストを
受けます
(生活機能が低下している
かを判断します)

要介護
1～5の人

要支援
1・2の人

非該当の人

生活機能の低下
がみられた人

〔介護予防・生活支援
サービス事業対象者〕

自立した
生活が
送れる人

居宅介護事業所
とケアプランを
作成します

地域包括支援
センターで、
ケアプランを
作成します

介護保険の介護
サービスが利用
できます

介護保険の介護
予防サービスが
利用できます

地域包括支援センターで、
本人や家族と話し合い、ケ
アプランを作成します

介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援1・2の判定を受けた人
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人
・訪問型サービス
・通所型サービス
が利用できます



一般介護予防事業

65歳以上のすべての人

- ・憩いのサロン
- ・体操サロン
- ・介護予防教室
が利用できます



介護予防・日常生活支援総合事業